

## 府中町議会議員政治倫理審査会会議録（第1回）

### I 会議の概要

- 1 招集日時 令和6年4月19日（火）
- 2 招集場所 府中町議会議事堂 第1委員会室
- 3 出席委員 （9人）

委員長	児玉利典
副委員長	益田芳子
委員	西山優
委員	狩野雄二
委員	山口晃司
委員	二見伸吾
委員	西友幸
委員	力山彰
委員	木田圭司
- 4 欠席委員 （0人）
- 5 委員外出席議員等 議長 梶川三樹夫
- 6 付議事件
  - (1) 委員長の互選について
  - (2) 副委員長の互選について
  - (3) 政治倫理基準違反の審査請求について
  - (4) 次回審査会の日程と出席要求議員の決定について
- 7 職務のため出席した者

議会事務局長	森	太
議会事務局次長	田村	洋
議会事務局主任主事	宮田	優介
- 8 傍聴の可否（傍聴者数） 可（一般傍聴3人、報道関係2社）
- 9 議事の内容 別紙のとおり

<午前9時30分 開会前>

○梶川 議長

皆さん、おはようございます。

本日は、報道機関の写真撮影を許可しております。

傍聴の方に申し上げますが、審査中は静粛にさせていただきますようお願いいたします。

また、委員長からの指示に従ってください。

委員の皆さんはご存じと思いますが、令和6年4月18日、昨日ですが、政治倫理基準違反の疑いが認められるとして、政治倫理条例第4条第1項の規定により、審査請求がありました。

これにより、同条例第5条第1項の規定により、政治倫理審査会を設置することとし、本日、お集まりいただきました。

審査会の委員は、同条例第2項の規定により、議会運営委員会委員をもって充て、任期は、同条例第3項の規定により、本事案に対し、審査結果報告をしたときまでと定められておりますので、念のため確認をいたします。

続いて、同条例第4項において、審査会の正副委員長を互選することとなっておりますので、これから審査会において正副委員長を決定していただきたいと思っております。

互選のため、委員会条例の規定を準用して、あらかじめ議会運営委員会委員で最年長の力山委員に臨時委員長をお願いしております。

ここで臨時委員長と交代いたします。力山臨時委員長、よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

<午前9時32分 審査会 開会>

○力山 臨時委員長

皆さん、おはようございます。

審査会委員の最年長ということで、臨時委員長を申し付けられましたので、力山が行わせていただきます。

ただいま、議長が審査会を設置され、委員もお集まりですので、このまま、第1回の政治倫理審査会を招集いたします。

ただいまの出席委員は、9名で過半数に達しておりまして、審査会は成立いたしますので、府中町議会議員政治倫理審査会を開催いたします。

本日の日程ですが、お手元に配布してあるとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○力山 臨時委員長

それではさっそく、日程第1項、委員長の互選、を行います。

互選の方法ですが、いかがいたしましょうか。

(「児玉委員を指名推薦」と呼ぶ者あり)

○力山 臨時委員長

ただいま児玉委員に指名がありました。  
ほかにご指名はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○力山 臨時委員長

なしということですので、ただいま指名推薦により、児玉委員が委員長と決定いたしましたので、委員長と交代いたします。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

改めまして皆さんおはようございます。

ただいまご指名を受けました児玉でございます。

重大な責任がありますが、倫理条例に従い、公平な審査に努めてまいりたいと思います。ご協力をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

それでは、続いて日程第2項、「副委員長の互選」についてですが、いかがいたしましょうか。

(「委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○児玉 委員長

委員長一任ということですので、私のほうから、益田委員にお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○児玉 委員長

それでは、副委員長は益田委員と決定いたします。益田委員長は、副委員長席へお願いします。

それでは、これで正副委員長が決定しました。

ここで、皆さまに申し上げます。

本審査会は、先ほど議長もおっしゃいましたが、倫理条例の規定に基づき進めてまいります。また、審査会にも前例ができましたので、これらに従いながら、委員の皆さまと相談し、議長と協議しながら進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

それでは、続きまして、日程第3項、政治倫理基準違反の審査請求についてに参ります。

これから、政治倫理基準違反の有無について判断するため、審査請求者から、条例第4条に規定する基準違反を疑うに足りる事実を証する資料の説明をお願いします。

審査請求をされました、代表者の木田委員がご在席ですので、説明をお願いしたいと思います。それでは木田委員、よろしくお願いします。

○木田 委員

木田でございます。よろしくお願いいたします。

資料の説明をいたしますが、審査請求の原因は、審査請求の3. 同条例第4条に規定する当該違反を疑うに足りる事実を証する資料の部分に記載しておりますが、田中議員が3月定例会の時に、陳謝文を読まれなかったことです。

ただし、これには、前段がありまして、田中議員は審査会が結果を議長に報告した次の日には、別紙1として審査請求に添付した文書を作って、議員以外の皆さんに配っておられます。こちらは、審査申し出にもありますように、実物はA5サイズです。

また、2月27日には議長に対し、「抗議・要請・意見」として、2月20日に全員協議会で決定した議会運営等に関する要綱の一部改正について、撤回・廃止を求め、除斥の議事進行についても謝罪を求め、陳謝文の拒否にも正当な理由があると「抗議、要請、意見」を述べておられます。こちらは審査請求に別紙2として添付しています。

続いて、3月7日には、「3月定例会の議会運営に関する申し入れ」として、議長に文書を提出しています。こちらは、議会運営委員会で決定した内容について、申し入れをしたものようですが、最後には、「議会本来の政策論議へ」として議会本来の役割の政策課題の議論を要求しています。

審査会の勧告も、議会の議決も無視しながら、このような文書を議長に提出するのはいかなるものなのか、議会をおとしめる行為なのではないか、と思われませんが、この文書に続いて、3月定例会、3月18日の議決による陳謝文の朗読を拒否された、という流れということができると思います。

この間の田中議員の行動は、前回設置された審査会が勧告した措置から逃れようとする、または拒否することで一貫しています。

また、いずれの文書も、田中議員の記述が正しいかどうか不明な点もあります。例えば、別紙2に、町議会運営等に関する要綱の一部改正は違法であり、とありますが、違法となる根拠が示されていません。このように、事実かどうか疑わしい部分がありますので、あわせて、審査をしていただければと思います。

これらは、政治倫理条例の第2条に、議員の責務として規定されているところの、議員は、町民からの厳粛な信託を受けた、町民全体の代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律し、政治倫理および人格の向上に努めなければならない、から外れており、審査請求にあるように、政治倫理条例第3条第1号の規定に違反しているのではないかと思いますので、審査の請求をお願いした次第でございます。

なお、審査請求にも記載しましたが、陳謝文の朗読拒否については、本会議場であったことですので、田中議員はもちろん、議員の皆さんは目撃され、ご承知のこととして、この事実の指摘により、事実を証する資料に代えさせていただきます。

以上よろしく願いいたします。

○児玉 委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明のありました審査対象事案について、質疑を行います。答弁は、審査請求委員にお願いします。

質疑のある方は、できればどの件かを指定して質疑を行ってください。

それでは、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○児玉 委員長

なしとの発言がありましたので、日程第3項、政治倫理基準違反の審査請求についてを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

続いて日程第4項、次回審査会の日程と出席要求議員の決定についてに参ります。

次の審査会につきましては、審査対象議員の田中議員に対し、政治倫理条例第6条第5項の規定により、審査会が設ける審査に関わる事項の説明機会とし、それに対して委員から質問することとしたいと思っております。

開催は、議会の日程もありますので、来月、5月2日木曜日に開催とし、6番、田中伸武議員に対象議員として出席を求めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないということですので、そのように決定し、日程第4項を終了します。

~~~~~○~~~~~

○児玉 委員長

以上で、議事日程をすべて終了しましたので、第1回議会議員政治倫理審査会を閉会といたします。お疲れさまでした。

審査会 閉会宣言

<審査会 閉会 午前9時42分>